

京都市梅小路公園指定候補者審査基準

1 審査基準の位置付け

京都市梅小路公園（以下「公園」という。）の指定候補者を決定するに当たって、公園を管理・運営するのに最適な団体を決定するための基準及び方法等を示したものです。

2 審査の視点

審査については、公平かつ客観的に評価するため、「申請者の現状」、「事業運営計画」及び「経営計画」の3項目からなる書類審査並びにプレゼンテーション審査により評価します。

ただし、書類審査において、最低制限基準点（40点（80点満点の50%））を満たさない場合は、プレゼンテーション審査を行いません。

また、書類審査の点数が最も高い者と2番目に高い者との間に21点以上の差がある場合についても、プレゼンテーション審査は行いません。

3 基本的な審査の考え方

（1）採点方法

評価に当たっては、書類審査及びプレゼンテーション審査について、点数化し、それらを合算する総合評価方式を採用することとします。

書類審査に係る評価点は以下のとおりとします。

【評価点】

評価項目の採点は、0から5点までの6段階評価とします。

ア 標準的な内容	= 3点（基準点）とします。
イ 特に優れた内容	= 5点
ウ 優れた内容	= 4点
エ 劣った内容	= 2点
オ 非常に劣った内容	= 1点
カ 記述のないもの	= 0点

（2）現指定管理者及びその他の申請者の評価

現指定管理者については、指定管理期間中に、その他の申請者については、過去2年間に「重大な事故」及び「不祥事」があったとき、書類審査の得点から減点します。

「重大な事故」及び「不祥事」とは、次のものをいいます。

- ① 当該団体に生じた事案で、京都市競争入札参加停止取扱要綱第3条の規定に基づく参加停止を行う要件に該当するもの又はこれに準ずるもの
- ② 当該団体の職員のうち、当該公の施設の指定管理業務に従事する者の行為で、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に相当すると認められるもの

（3）イコール・フットィングの確保

外郭団体と民間事業者などとの評価におけるイコール・フットィングを図るため、外郭団体において、本市から人的・財政的支援を受けている場合には、書類審査の得点から減点する場合があります。

4 全体の点数配分と決定方法

- (1) 応募者の点数は、書類審査（８０点満点）及びプレゼンテーション審査（２０点満点）の得点を合算したものとし、最も高い得点を獲得した応募者を指定候補者に決定します。

ただし、最低制限基準点は５０点とし、応募者が１団体しかない場合でも、最低制限基準点に満たない場合は、指定候補者としません。

- (2) 点数の最も高い者が２団体以上ある場合（同点の場合）の対応

重要性の高い評価項目（「プレゼンテーション」＞「事業運営計画」＞「経営計画」＞「申請者の現状」）における得点が高い者を指定候補者に決定します。

5 書類審査の評価

- (1) 各委員が８０点満点で採点した評価点の平均値を、書類審査の得点とします。

- (2) 評価項目への配点は、次のとおりです。

①組織の安定性	２０点
②管理運営適性	
③施設運営の方向性	４０点
④管理運営体制	
⑤維持管理	
⑥運営企画	
⑦サービスの確保・向上	
⑧危機管理体制	２０点
⑨経営の安定性	
⑩費用対効果の向上	８０点
合計	

6 プレゼンテーション審査の評価

- (1) 各委員が２０点満点で採点した評価点の平均値を、プレゼンテーション審査の得点とします。

- (2) 評価項目への配点は、次のとおりです。

①組織の安定性	３点
②管理運営適性	
③施設運営の方向性	１２点
④管理運営体制	
⑤維持管理	
⑥運営企画	
⑦サービスの確保・向上	
⑧危機管理体制	５点
⑨経営の安定性	
⑩費用対効果の向上	２０点
合計	

京都市梅小路公園に係る指定管理者選定における審査項目及び選定基準

審査項目	基準名	審査基準		配点	得点
		内容	摘要		
申請者の現状	組織の安定性	組織規模 財務状況	申請者の人的・物的体制が同種業者に比して安定・健全であるか	5	
	管理運営適性	基本理念等 類似施設等の管理・運営実績	施設の管理運営に係る基本的な考え方 類似施設等における運営状況	5	
	施設運営の方向性	管理運営の基本方針	公共性及び利便性が適切に確保されているか	5	
	管理運営体制	人材確保・研修、施設運営職員体制	人材育成・研修の考え方、適正な職員体制が確保されているか	5	
	維持管理	日常の維持管理計画 修繕計画	効率的かつ適切な内容となっているか	5	
事業運営計画 (内容面)	運営企画	利用増進策及び公園の活性化 市民広報及び緑の普及啓発	施設利用向上のための具体的な考え方 効率的かつ適切な手段・内容となっているか	5	
	サービスの確保・向上	サービスの内容・質、利用料金設定の考え方	市民サービスの質の確保及び体制、適切な料金設定となっているか	5	
	危機管理体制	施設及び災害時に関するトラブルの防止策及び対応策	施設関係のトラブル及び災害時における対応及び体制	5	
	経営の安定性	資金調達能力 経営計画の実現可能性（収入面及び支出面）	資金調達が確実に確保されているか 計画上の収入及び支出が実現可能か	5	
	費用対効果の向上	経費削減策 運営経費の適切性	経費削減における具体策 運営経費が適切に確保されているか	5	
書類種類		審査小計		-	
プレゼンテーション		審査小計		-	
総合審査		審査小計		-	
減点項目					
重大な事故、不祥事			過去2年間又は指定管理期間中に重大な事故及び不祥事があったか	-1	
イコール・フットイング			本市からの人的支援、財政支援を受けているか	-1	

* 書類審査は80点満点、プレゼンテーション審査は20点満点、審査合計の最高得点は100点満点となります。